



スカパーJSAT

国際衛星随時サービス契約約款  
新旧対照表  
(第16版/令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

## 国際衛星随時サービス契約約款 新旧対照表(第16版/令和4年10月)

旧	新
<p>(地球局設備等の据付け等)            第11条 専用契約者は、第9条(専用回線の一端及び設置区間)第1項の規定に基づき当社が設置する地球局設備等のうち契約者設備について、その基礎工事部分を含め専用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。ただし、その仕様の決定にあたっては、専用契約者は、事業法、事業法関連諸規則、電波法、電波法関連諸規則、別表(国際衛星随時サービスにおける基本的な技術的事項)に定める条件及び当社が定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。            (略)</p> <p>(無線従事者の選任)            第13条 国際衛星随時サービスの提供に係る地球局(直営設備の地球局を除きます。)の操作は、専用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(昭和33年郵政省令第28号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行ってください。ただし、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>に別段の定めがある場合は、この限りではありません。            (略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料の支払義務)            第56条 専用契約者は、当社が専用契約に基づき地球局設備等に関し、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第3表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(地球局の検査及び契約者設備の点検)            第69条 当社は、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために契約者設備を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。            (略)</p>	<p>(地球局設備等の据付け等)            第11条 専用契約者は、第9条(専用回線の一端及び設置区間)第1項の規定に基づき当社が設置する地球局設備等のうち契約者設備について、その基礎工事部分を含め専用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。ただし、その仕様の決定にあたっては、専用契約者は、事業法、事業法<u>関係法令</u>、電波法、電波法<u>関係法令</u>、別表(国際衛星随時サービスにおける基本的な技術的事項)に定める条件及び当社が定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。            (略)</p> <p>(無線従事者の選任)            第13条 国際衛星随時サービスの提供に係る地球局(直営設備の地球局を除きます。)の操作は、専用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(昭和33年郵政省令第28号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行ってください。ただし、電波法及び電波法<u>関係法令</u>に別段の定めがある場合は、この限りではありません。            (略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料の支払義務)            第56条 専用契約者は、当社が専用契約に基づき地球局設備等に関し、電波法及び電波法<u>関係法令</u>の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第3表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(地球局の検査及び契約者設備の点検)            第69条 当社は、電波法及び電波法<u>関係法令</u>に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために契約者設備を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。            (略)</p> <p><u>附 則</u>  <u>(実施期日)</u>            この改定規定は、令和4年10月1日から実施します</p>